令和９・10年度

防衛省所管における建設工事
競争参加資格審査申請書提出要領

（ 経常建設共同企業体版 ）

目 次

第１ 令和９・10年度競争参加資格審査について

１ 資格審査について ・・・

［様式３－１］・・・

第１　令和９・10年度競争参加資格審査について

第１　令和９・10年度競争参加資格審査について

１　資格審査について

当省の各機関及び各部隊が発注する建設工事の競争に参加するには、当省が行う資格審査を受け、有資格者として名簿に登録される必要があります。この名簿は、２年ごとに更新されています。

また、当省では工事を受注するにふさわしい建設業者を選定するため、申請された内容を基に希望される工事種別の総合審査数値を算出し、級別の格付をしております。

(1) 経常建設共同企業体の資格審査

経常建設共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）とは、優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成される企業体であり、結成目的がこれに合致する企業体のみ申請できます（構成員の条件については５ページを参照）。

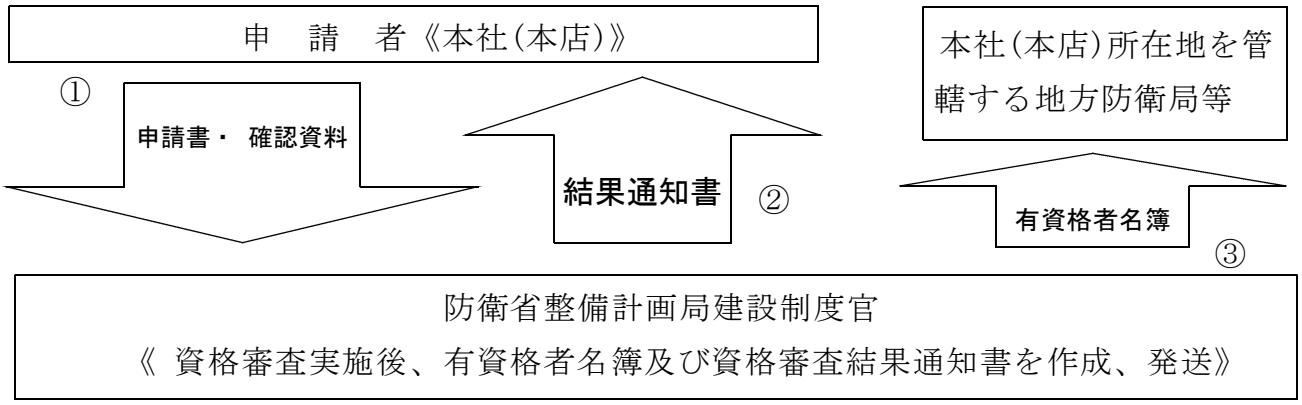
(2) 定期受付の申請から登録までの流れ

①　「申請書」及び「確認資料」を防衛省整備計画局建設制度官に提出。受け付けた申請内容を基に資格審査が実施され、有資格者名簿へ登録。有資格者名簿に登録後、資格審査結果通知書が作成される。

②　資格審査結果通知書を申請者に通知。

③　有資格者名簿は本社(本店)所在地を管轄する地方防衛局等に送付。

※ 申請は原則「インターネット方式」により受付けております（８ページ参照）。



(3) 随時受付の申請から登録までの流れ

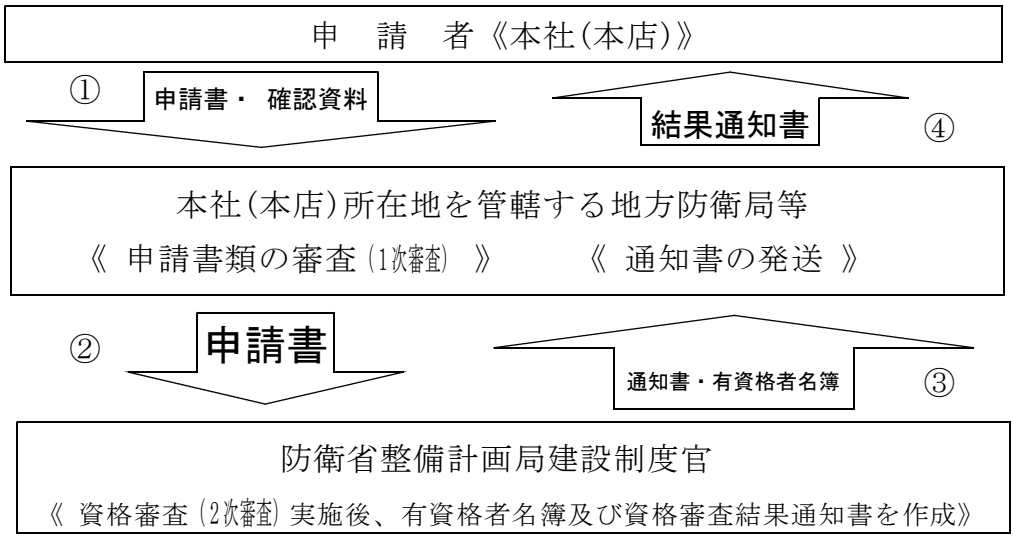
①　「申請書」及び「確認資料」を申請者の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等に提出。受け付けた地方防衛局等で、申請書類の記載内容等について審査を実施（１次審査）。

②　審査された申請書は、地方防衛局等から防衛省整備計画局建設制度官に送付され、受け付けた申請内容を基に資格審査（２次審査）が実施され、有資

格者名簿へ登録。有資格者名簿に登録後、資格審査結果通知書が作成される。

③　作成された有資格者名簿及び資格審査結果通知書を地方防衛局等に送付。

④　地方防衛局等から申請者に対し、資格審査の結果が通知される。



(4) 有資格者名簿の公表

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)をふまえ、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、「有資格者登録名簿」を公表しております。

①公表の内容

・商号又は名称
・営業所所在地
・経営事項評価数値（客観点数）
・技術評価数値（主観点数）
・等級及び総合審査数値等

②公表の方法

・各地方防衛局等での閲覧。
・防衛省ホームページでも情報提供しています。
「防衛省・自衛隊ホームページ」
https://www.mod.go.jp/j/budget/shikaku/index.html

２　情報公開法の施行

防衛省及び地方防衛局等が取得した資格審査申請書などは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、開示請求者からの請求があった場合、申請にかかる団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものに限り、開示対象となります。

第２　申請の手順

第２ 申請の手順

◎登録申請前の確認 ⇒ 第２の１を参照（５ページ）

↓

１申請書類の作成 ⇒ 第２の２（８ページ）及び第３（19ページ）を参照

↓

２申請書類の提出、受付 ⇒ 第２の３を参照（８ページ）

↓

３発注者における資格審査 ⇒ 第２の４を参照（13ページ）

↓

４資格認定の通知 ⇒ 第２の５を参照（17ページ）

申請した内容に変更が生じたら･･･

５変更届の提出 ⇒ 第２の６を参照（18ページ）

１ 登録申請前の確認

(1) 申請書を提出できない方

次の共同企業体の構成員の条件を満たしていない共同企業体については資格審査申請書を提出できません。

なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定に基づき許可を受けている場合でも、希望工事種別に対応した同法の建設工事の種類について経営事項審査を受けていない方は、その工事種別の登録を希望することはできませんので注意してください。

共同企業体の構成員の条件

共同企業体の構成員の組合せは、次の条件をすべて満たしていることが必要です。

○資本金の額若しくは出資の総額が20億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が1500人以下の会社若しくは個人であること。

○同一の等級又は直近の等級に属していること。ただし、特に必要がある場合は、直近２等級に属する者で、かつ、十分な施工能力があると認められる者との組合せも可能である。

○資格審査を受けようとする工事について、元請としての施工実績を有していること。ただし、当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められ、かつ、下請としての施工実績がある者については、この限りではない。

○資格審査を受けようとする工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が３年以上あること。

○工事請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項で定める金額の場合にあっては、発注する工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を発注工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すことになると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を発注工事現場に専任で配置し得ること。ただし、工事請負代金額が建設業法施行令第27条第１項で定める金額の最低規模の３倍未満であり、構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合にあっては、他の構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を発注工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

○欠格要件に該当しない者。

欠格要件

防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）に基づき、防衛省の各機関及び各部隊の発注する工事においては､以下に掲げる項目に該当する者は、一般競争（指名競争）参加資格を有しないこととしております。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号)第70条に該当する者

ア　当該契約を締結する能力を有しない者

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を有しない者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

(ｱ) 指定暴力団員

(ｲ) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(ｳ) 法人その他の団体であって､指定暴力団員がその役員となっているもの。

(ｴ) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

②　予算決算及び会計令第71条第１項各号に該当すると認められる者

ア　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　ア～オにより一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③　経営状況が著しく不健全であると認められる者

④　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

⑤　建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者

(2) 申請に当たって必要な経営事項審査について

公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の建設工事の場合等を除き、経営事項審査を受けることが建設業法等により義務づけられています。工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）から１年７月の間に限られています。したがって、毎年、当省の発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から１年７月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。ただし、熊本地震の影響を受けた建設業者（令和８年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和６年12月28日から令和７年６月26日までの間に終了するもの）について、特例的に令和９年１月27日までに限り、令和５年12月27日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていれば申請を受け付けます。

競争参加資格申請に必要な経営事項審査の条件

①　定期受付

次の条件を満たすもの。

定期受付の申請書類の提出期間の終了日の１年７月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの。

②　随時受付

次の条件を満たすもの。

申請をする日の１年７月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの。

２　申請書類の作成

(1) 作成が必要な主な申請書類について

①　一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（様式１－１、１－２）
②　営業所一覧表（様式２）
③　共同企業体等調書（様式３－１、３－３）
④　業態調書
⑤　建設共同企業体協定書
⑥　委任状（行政書士等が代理申請をするときのみ提出が必要となります。）
⑦　受付通知票（郵送のみ）

※ 上記の申請書類以外にも申請内容に応じて必要となる申請書がありますので、第３の１（20ページ）を確認してください。

(2) 提出部数

正１部

※ 申請書類の記入方法、詳細については、第３（19ページ）を参照下さい。

※ 申請書は、防衛省・自衛隊のホームページからダウンロードできます。

https://www.mod.go.jp/j/budget/shikaku/sankashikaku_shinsei.html

３　申請書類の提出、受付

登録を希望する業者は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、２年に１回定期受付を行いますが、その後、新たに建設業を開始した者等、新規に当省の各機関及び各部隊が発注する工事の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

(1) 申請方法

申請は、紙で申請書類を作成し申請する「文書郵送方式」により行います。

なお、平成27・28年度の資格申請受付から「文書持参方式」は廃止しておりますので注意してください。

◎定期受付（２年に１回実施）

①　文書郵送方式（インターネット方式では対応してない申請）

文書郵送方式の受付期間

令和８年12月１日から令和９年１月15日まで

※令和９年１月15日（必着）

提出（郵送）先

防衛省整備計画局建設制度官

〒162-8801　東京都新宿区市谷本村町５－１

電話　０３－３２６８－３１１１（内線３６４４４）

※随時受付に関しては申請者の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等に提出してください。

郵送方法

書留郵便に限る。

※ 普通郵便ではなく必ず書留郵便で送付してください。

※ 封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。

注意事項

ア　防衛省担当者から、申請書類の記載内容について確認することがありますので、申請書類一式の写しを必ず保管しておいてください。

イ　郵送後２週間を経過しても受付通知票による受理又は不受理の通知がない場合には申請書を提出した地方防衛局等（11ページ参照）にお問い合わせください。

ウ　申請者が第２の１（６ページ参照）の欠格要件に該当する場合には、「不受理」として受付通知票に受け付けできない理由を記載し、発送します。不受理となった申請書については、破棄されます。

② 資格の有効期間

令和９年４月１日から令和11年３月31日まで

◎随時受付

令和９年４月１日から随時、文書郵送方式による申請書類の提出を受け付けますが、入札に間に合わない場合がありますので注意してください。

また、令和11年２月以降に申請した場合、令和11年３月31日までに資格認定が完了しないことがあります。

共同企業体の代表会社の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等に提出してください。

① 文書郵送方式

提出方法

書留郵便に限る。

※１　普通郵便ではなく必ず書留郵便で送付してください。

※２　封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。

② 電子メール方式

メール件名を「随時の競争参加資格申請書類の提出（申請者の商号又は名称)」と記載してください。

メール本文には「申請担当者氏名」及び「連絡先電話番号」を記載してください。

（例）件名：随時の競争参加資格資格申請書類の提出（○○会社）

本文：防衛　太郎、03-3268-3111

注意事項

ア　添付書類のデータサイズが10ＭＢを超える場合、受付側でメールを受信できません。10ＭＢを超える場合は添付書類を複数に分けて提出するものとする。複数に分けて提出する場合には件名の最後に分割番号を記載してください。

（例）随時の競争参加資格資格申請書類の提出（○○会社）１／２

イ　「電子メール方式」による申請を行った場合には、受付通知は申請者の送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。

※　メール送信後２週間を経過しても、受付通知メールによる受理又は不受理の通知がない場合には申請者の提出先にお問い合わせください。

ウ　申請者が第２の１（６ページ参照）の欠格要件に該当する場合には、「不受理」として受付通知メールに受付できない理由を記載し、お知らせします。不受理となった申請書については、破棄されます。

エ　防衛担当者から、申請書類の記載内容について確認することがありますので、申請書類一式の写しを必ず保管しておいてください。

資格の有効期間

資格の認定日（令和９年６月上旬以降）から令和11年３月31日まで

◎地方防衛局等の管轄区域及び申請書提出先

本社(本店)所在地	提　出　先
北海道（帯広防衛支局の管轄区域を除く。）	北海道防衛局 総務部 契約課 〒060-0042 札幌市中央区大通西１２（札幌第３合同庁舎） TEL　011－272-7513（直通） mail:keiyaku-r01-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp
オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局の各振興局管内	帯広防衛支局 総務課 契約審査係 〒080-0016 帯広市西６条南７－３（帯広地方合同庁舎２階） TEL　0155-22-1175（直通） mail:ob-keiyaku-hk@ext.hokkaido.rdb.mod.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北防衛局 総務部 契約課 契約審査第１係 〒983-0842 仙台市宮城野区五輪１－３－１５（仙台第３合同庁舎） TEL　022-297-8296（直通） mail:keiyaku-th@ext.tohoku.rdb.mod.go.jp
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県	北関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第２係 〒330-9721 さいたま市中央区新都心２－１ （さいたま新都心合同庁舎２号館） TEL　048-600-1800（内線2819） mail:shinseikoji-kk@ext.n-kanto.rdb.mod.go.jp
神奈川県、山梨県、静岡県	南関東防衛局 総務部 契約課 契約審査第１係 〒231－0003 横浜市中区北仲通５－５７（横浜第２合同庁舎） TEL　045-211－7143（直通） mail:sk7018-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp
富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、愛知県、三重県	近畿中部防衛局 総務部 契約課 契約審査係 〒540-0008 大阪市中央区大手前４－１－67(大阪合同庁舎第2号館) TEL　06-6945-5741（直通） mail:keiyaku-kc@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp
鳥取県、島根県、岡山県、　広島県、山口県、	中国四国防衛局 総務部 契約課 〒730-0012

徳島県、香川県、愛媛県、高知県	広島市中区上八丁堀６－３０（広島合同庁舎４号館） TEL　082-223-7233（直通） mail:keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	九州防衛局 総務部 契約課 契約審査係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東２－10－７（福岡第２合同庁舎） TEL　092-483-8829（直通） mail:ks-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp
熊本県、宮崎県、鹿児島県	熊本防衛支局 総務課 契約室 〒862-0901 熊本市東区東町１－１－11 TEL　096-368-2174(直通) mail:ks-km-keiyaku@ext.kyushu.rdb.mod.go.jp
沖縄県	沖縄防衛局 総務部 契約課 契約審査１係 〒904-0295 中頭郡嘉手納町字嘉手納２９０－９ TEL　098-921-8142(内線158) mail:keiyakuka4-ok@ext.okinawa.rdb.mod.go.jp

(2) 申請に当たっての注意事項

①　重複申請のないよう、注意してください。

申請は、文書郵送方式又は電子メール方式のいずれか１つの方法により行ってください。

重複があった場合には、インターネット方式が全てにおいて優先されます。

※当方で悪質な重複申請と判断した場合、資格認定を行わないこともあります。

②　虚偽申請は資格取消しの対象となります。

申請書類に虚偽の記載をした場合又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがあります。

これにより競争参加の資格が取り消された場合、同一有効期間内（令和９・10年度）の再度の申請はできません。

③　一度申請した資格審査書類は、地方防衛局等からの指示を除き、修正することはできません。

申請の際には、内容を十分に確認した上で申請してください。

また、申請した後に、新しい審査基準日の総合評定値通知書の交付を受けて

も、申請書類の差し替え等はできません。

④　申請を取り下げた場合、同一有効期間内（令和９・10年度）の再度の申請はできません。

申請書類を一度提出した場合、資格認定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内（令和９・10年度）での再度の申請をすることは認められませんので、注意してください。

なお、この資格認定の取下げについては、申請者の方の自由です（事後に不利益を生じるようなことは一切ありません。）。

⑤　単体企業と共同企業体との同時登録の禁止

※同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする共同企業体との同時登録ができなくなりました。

※ただし、共同企業体として登録を希望する工事種別においては、当該建設共同企業体の構成員が単体企業としての認定を受けていることが必要となりますので、共同企業体として登録を希望する場合には、第２の１(1)（５ページ）の共同企業体の構成員の条件を満たしている場合に限り、単体企業としての認定を取り下げる旨を明らかにした上で申請することになります。

※具体的には、単体企業と当該企業を構成員とする共同企業体を同時に申請する場合は、共同企業体の申請書の余白部分に「共同企業体として認定を受けた工事種別については、単体企業として認定を受けている当該工事種別についての認定を取り下げるものとします。」と記載すること。

また、単体企業として認定を受けた後、共同企業体の申請を行う場合は当該工事種別について、認定を取り下げる旨の届出を添付するものとします（40ページ参照）。

４　資格審査の概要

資格審査申請書類が提出されると、これに基づいて資格審査が行われます。この資格審査の結果、資格を有すると認定された者が「有資格者名簿」に登録されることになります。

資格審査は、定期受付においては防衛省整備計画局建設制度官で、随時受付においては共同企業体の代表会社の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（１次審査）及び防衛省整備計画局建設制度官（２次審査）で行われます。

以下に、資格審査の概要を説明します。

①　欠格要件（６ページ参照）に該当しないことを調査します。

②　その上で、希望する工事種別ごとに客観的事項及び主観的事項の審査を行い、経営事項評価数値及び技術評価数値を算出します。

③　それらの点数を合算した総合審査数値に基づき、格付が行われます。

(1) 工事種別

防衛省で実施する競争参加資格審査の工事種別は、建設業法第３条第２項に規定する別表第１の上欄に掲げる29の建設工事です。

(2) 総合審査数値の算定方法

≪ 総合審査数値の算定方法 ≫
総合審査数値 ＝ 経営事項評価数値＋ 技術評価数値

加算調整

※合併に関する合理的な計画書等（次期の定期の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結する旨が記載されたもの）を提出した場合に限り、有資格業者として認定を受けた日から令和９・10年度の競争参加資格の有効期限までの間、10％の加算措置を行います。

※なお、次期の定期の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結していない場合には、次期以降の競争参加資格の認定において、加算調整は行わないものとします。

※加算調整の適用を受けた共同企業体の構成員が、次期の定期の競争参加資格の認定のときより前に解散した場合等により、組合せを変更し新たな共同企業体を申請してきた場合には、当該共同企業体に対しては、競争参加資格の認定において、10％プラスの加算調整は行わないものとします。

※ただし、２社により構成される共同企業体のうち、１社が倒産した場合等やむを得ないと認められる場合により解散した場合は除きます。

《加算調整の取扱い》



※　加算の取扱いの図で、

左、中央については、令和７・８年度に手続きした場合の取扱いです。

令和７・８年度時に加算調整の適用を受けた共同企業体で、合併契約を締結していない場合は、加算調整の適用がありません。

右については、令和９・10年度に手続をした場合の取扱いです。

共同企業体の構成員の数

共同企業体の構成員の数は、原則として３社以内。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められる場合は、５社までとすることができる。

登録できる共同企業体の数

登録できる共同企業体は、一つのみ。

※ 構成員の異なる二つの共同企業体の構成員としては登録できませんので注意してください。

(3) 経営事項評価数値の算定方法

客観的事項については、「防衛省所管契約事務取扱細則」（防衛庁訓令第108号。18.12.26）及び「防衛省における契約事務の取扱いについて（通達）」（防経会第51号。19．１．４）に基づき、次表に掲げる審査項目について審査を行います。客観的事項の審査結果に基づき、次表に掲げる区分ごとに評点を算出し、次の算式

により希望工事種別ごとに経営事項審査数値を算定します。

経営事項評価数値 ＝ ０．２５Ａ ＋ ０．１５Ｂ ＋ ０．２０Ｃ ＋ ０．２５Ｄ ＋ ０．１５Ｅ

Ａ ＝ 希望工事種別ごとの年間平均完成工事高の評点

Ｂ ＝ 自己資本額及び利払前税引前償却前利益の評点

Ｃ ＝ 経営状況の評点

Ｄ ＝ 技術力の評点

Ｅ ＝ その他の審査項目（社会性等）の評点

《 客観的事項の審査項目 》

区　　分	審　査　項　目
(1)　経営規模（Ａ、Ｂ）	①　希望工種別年間平均完成工事高 ②　自己資本額 ③　利払前税引前償却前利益の額 ※ 各構成員の合計値で算出する。
(2)　経営状況（Ｃ）	①　純支払利息比率 ②　負債回転期間 ③　総資本売上総利益率 ④　売上高経常利益率 ⑤　自己資本対固定資産比率 ⑥　自己資本比率 ⑦　営業キャッシュフロー（絶対額） ⑧　利益剰余金（絶対額） ※ 各構成員の算出された「経営状況(C)」の平均点(小数点以下第１位を四捨五入して得た点数。)を使用する。
(3)　技術力（Ｄ）	①　希望工事種別技術職員数 ②　希望工事種別年間平均元請完成工事高 ※ 各構成員の合計値で算出する。
(4)　その他の審査項目（社会性等）（Ｅ）	①　建設工事の担い手育成及び確保に関する取組の状況 ②　建設業の営業年数 ③　防災活動への貢献の状況 ④　法令遵守の状況

	⑤　建設業の経理の状況 ⑥　研究開発の状況 ⑦　建設機械の保有状況 ⑧　国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ※ 各構成員の算出された「その他の審査項目(E)」の平均点(小数点以下第１位を四捨五入して得た点数。)とする。

※ (2)に係る売上高は、兼業にかかる売上高を含みます。

(4) 技術評価数値の算定方法

主観的事項については、「防衛省所管契約事務取扱細則」に基づき、審査を行います。主観的事項の審査結果に基づき、希望工事種別ごとに令和８年10月１日（令和９・10年度における主観的事項の審査基準日）の前日までの過去２年間で防衛省発注において完成した希望工事種別ごとの工事成績等に基づき算定します。

※　算定に使用される、工事成績等については、資格認定時に付与される登録番号で管理しています。そのため、申請時に「登録番号」を記載せずに申請すると、以前の工事成績等が引き継がれませんので注意してください（登録番号の確認については、記載要領（22ページ参照）を確認してください。）。

※　技術評価数値の詳細な算定方法については、防衛省・自衛隊のホームページに掲載してますのでそちらを確認してください。

https://www.mod.go.jp/j/budget/shikaku/file/gijutsu_santei.pdf
「建設工事の一般競争（指名競争）参加資格審査における主観的点数いわゆる技術評価数値の算定方法について」

(5) 格付（ランク付け）

格付とは、工事種別ごとに、総合審査数値及び工事の契約の予定金額の範囲に応じ、次表のとおり設定している等級のことをいいます。

◎土木一式及び建築一式工事の場合

等　級	総合審査数値	工事の契約の予定金額の範囲
A	990点以上	30,000万円以上
B	830点以上　990点未満	10,000万円以上　30,000万円未満

C	760点以上　830点未満	3,000万円以上　10,000万円未満
D	760点未満	3,000万円未満

◎その他の工事種別の場合

等　級	総合審査数値	工事の契約の予定金額の範囲
A	870点以上	5,000万円以上
B	780点以上　870点未満	2,000万円以上　5,000万円未満
C	780点未満	2,000万円未満

５　資格認定の通知

申請書類の受付後、申請書類を送付した地方防衛局等から「資格審査結果通知書」が送付されます。

※資格審査結果通知書の再発行はできませんので届いた通知書は、大切に保管してください。

６　申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、申請内容に変更等が生じた場合には、速やかに、共同企業体の代表会社の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事)」により、変更等の届出をしてください。ただし、定期受付により申請された方は、令和９年４月１日以降に届出をしてください。

共同企業体の代表会社の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等以外では受付ができませんので注意してください。

「変更等の届出が必要な場合」及び「提出資料」については、第４を参照（51ページ)。

第３ 申請書類及び作成の方法

第３ 申請書類及び作成の方法

※申請書の作成に当たっては、必ず第２の１「登録申請前の確認」（５ページ参照）及び第２の３(2)「申請に当たっての注意事項」（12ページ参照）を確認してください。

１ 提出書類

提出書類等は、次表のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の（１）から（12）の順序に並べ、（13）及び（14）とともに提出してください。

申請書類名	様式番号	ページ
（１）一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事）	様式１－１	22
	様式１－２	26
（２）営業所一覧表	様式２	28
（３）建設共同企業体等調書	様式３－１	30
	様式３－３	32
（４）業態調書	―――	33
（５）総合評定値通知書の写し（※１）	―――	35
（６）建設共同企業体協定書の写し	―――	35
（７）合併等に関する合理的な計画書等(※２)	―――	39
（８）各構成員が単体有資格者として申請した時の書類（営業所一覧表を除く。）の写し（※４）	―――	40
（９）単体有資格者として認定を受けている工事種別（共同企業体として申請する工事種別に限る）の競争参加資格を辞退する旨を記載した変更届（※５）	―――	40
(10) 納税証明書の写し（※１、※６）		40
(11) 委任状（※７）	―――	48
(12) 受付通知票（郵送のみ）	―――	51
(13) 切手を貼り付けた定型形封筒(郵送のみ)	―――	52

※１　複写機等を使用して機械的に複写された写しについては鮮明に写っているものに限り認めています。

※２　10%加算調整を希望する場合に限り提出が必要になります。

※３　「（５）総合評定値通知書の写し」において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったときのみ提出が必要になります。

※４　共同企業体と当該共同企業体の構成員の申請日が異なる場合に限り提出が必要になります。

※５　単体有資格者として「資格審査結果通知書」を受け取っている方で、後日、共同企業体の申請を行う場合に限り変更届の提出が必要となります。

なお、変更届には、共同企業体として認定を受けようとする部局名と単体有資格者として認定を受けている工事種別のうち、共同企業体として申請する工事種別について競争参加資格を取り下げる旨を記載してください。

※６　官公署が行った証明類の写しについては、申請日から３か月前までのものを有効とします。

※７　行政書士等が代理申請をするときのみ提出が必要になります。

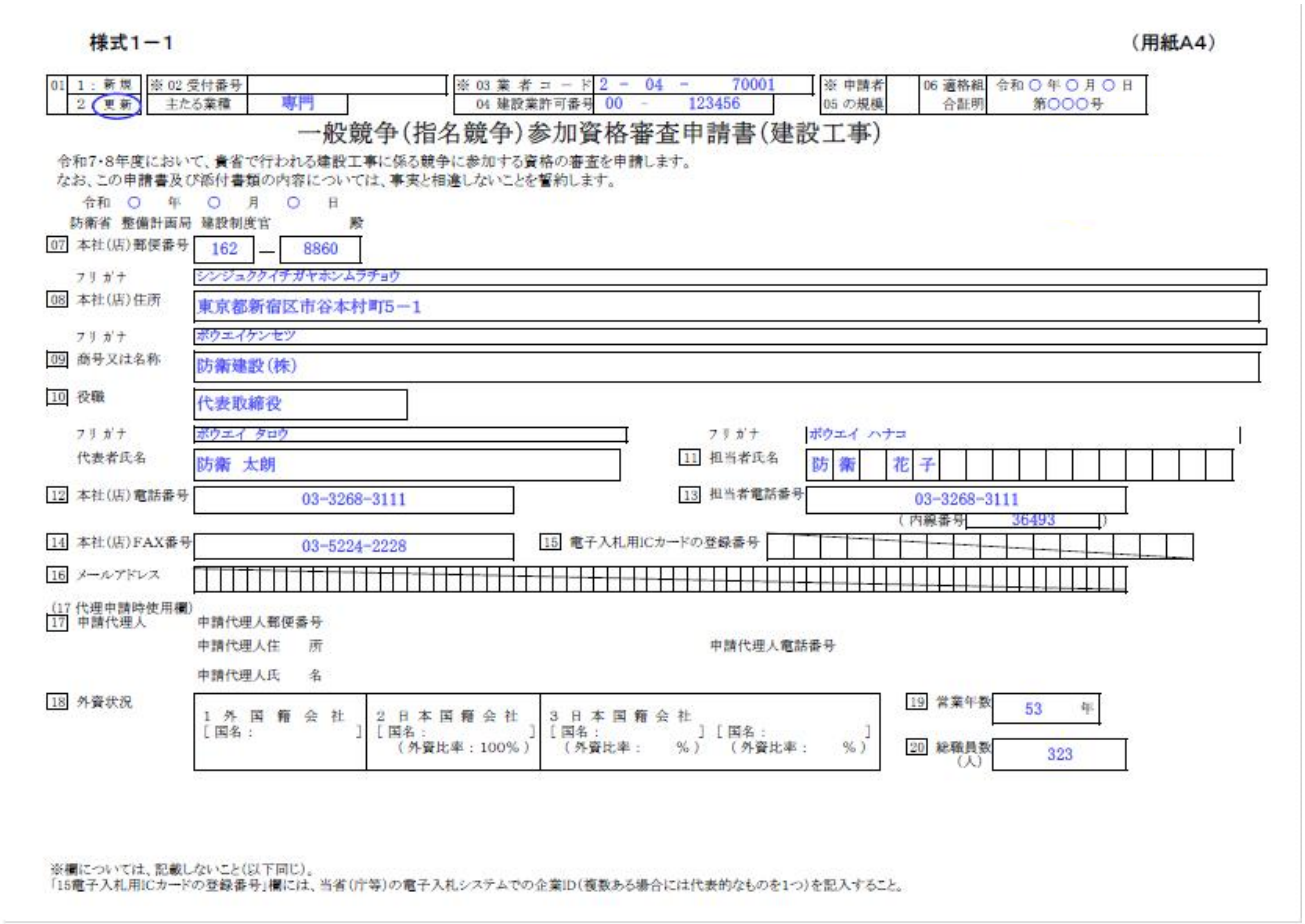
２　提出書類の様式及び記載要領

（１）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

［様式１－１］

※　この申請書は、共同企業体の代表会社の本社（本店）で作成して提出してください。したがって、申請者は共同企業体の代表会社における代表者となります。

※　単体と共同企業体を同時に申請する場合には、単体として申請する工事種別のうち、共同企業体として申請をする工事種別の競争参加資格について資格を取り下げる旨を記載してください。



様式1－1　　（用紙A4）

01 1：新規 / 2（更新）　※02 受付番号　主たる業種：専門　※03 業者コード：2－04－70001　04 建設業許可番号：00－123456　※ 申請者 05 の規模　06 適格組合証明：令和○年○月○日 第○○○号

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

令和7･8年度において、貴省で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和　○　年　○　月　○　日

防衛省 整備計画局 建設制度官　　殿

07 本社(店)郵便番号：162－8860

フリガナ：シンジュククイチガヤホンムラチョウ

08 本社(店)住所：東京都新宿区市谷本村町5－1

フリガナ：ボウエイケンセツ

09 商号又は名称：防衛建設(株)

10 役職：代表取締役

フリガナ：ボウエイ タロウ

代表者氏名：防衛 太朗

フリガナ：ボウエイ ハナコ

11 担当者氏名：防衛 花子

12 本社(店)電話番号：03-3268-3111

13 担当者電話番号：03-3268-3111（内線番号：36493）

14 本社(店)FAX番号：03-5224-2228

15 電子入札用ICカードの登録番号

16 メールアドレス

(17 代理申請時使用欄)
17 申請代理人
申請代理人郵便番号
申請代理人住　所
申請代理人電話番号
申請代理人氏　名

18 外資状況

1 外国籍会社	2 日本国籍会社	3 日本国籍会社
[国名：　]	[国名：　]（外資比率：100%）	[国名：　]（外資比率：　%） [国名：　]（外資比率：　%）

19 営業年数：53 年

20 総職員数(人)：323

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。
「15電子入札用ICカードの登録番号」欄には、当省(庁等)の電子入札システムでの企業ID(複数ある場合には代表的なものを1つ)を記入すること。

（様式１－１）

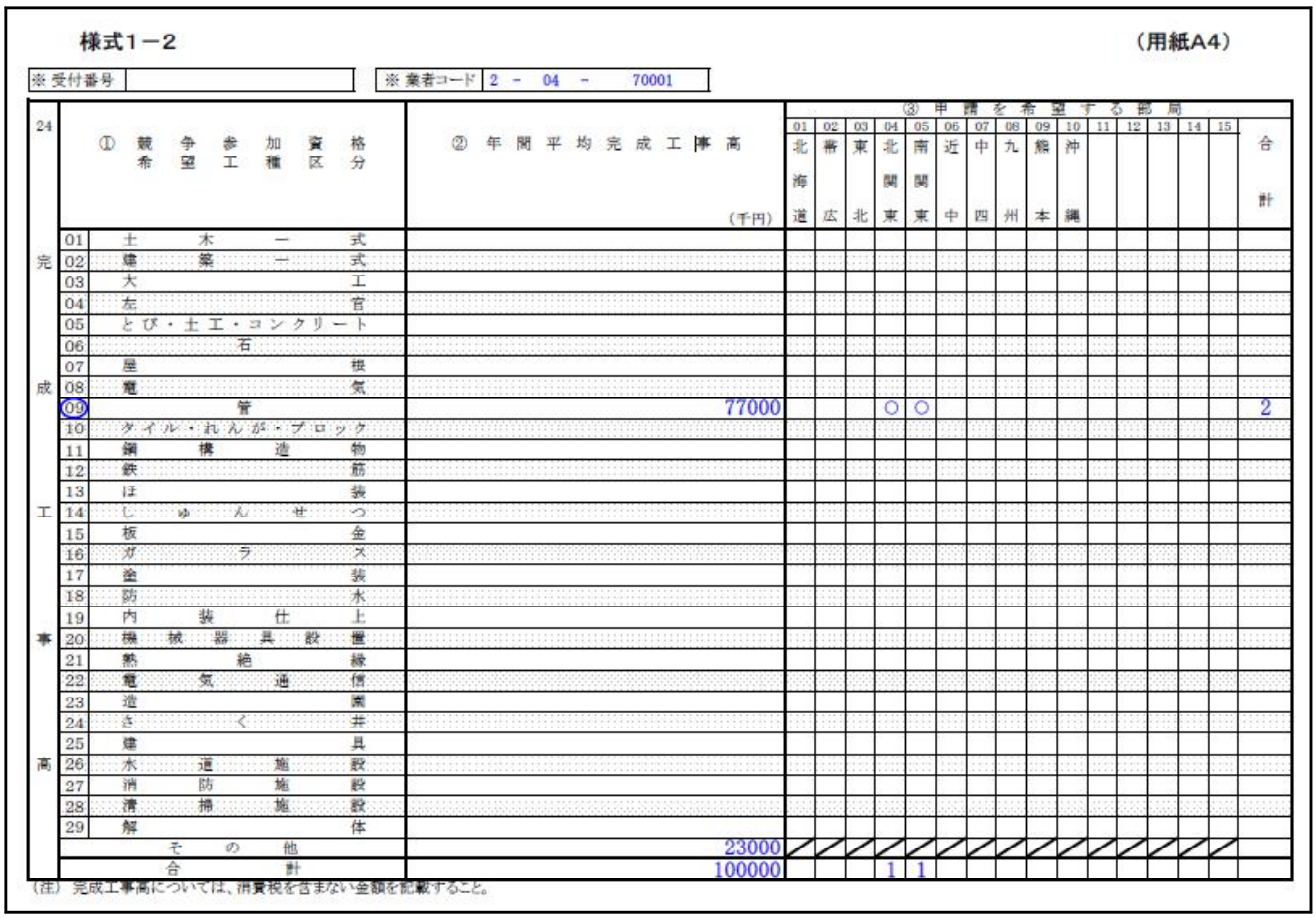
項　目	記載要領
01 新規･更新	○今回、初めて共同企業体として当省に登録される方は『新規』に、以前に同じ構成員で防衛省、防衛施設庁又は装備施設本部の実施した経常ＪＶの資格審査を受けたことのある方は『更新』に「○印」を付すこと。
02 受付番号	○記載不要。
主たる業種	○『土木一式工事』又は『建築一式工事』を主たる業種とする方は『一式』と、その他の工事種別を主たる業種としている方は『専門』と記載。
03 業者コード	○『更新』の方は、以前に通知された共同企業体としての資格審査結果通知書の記１に記載されている『登録番号』（１又は２で始まるハイフン有10桁）を記載。 ※以前に登録された方で『登録番号』が不明な方は、本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（11ページ）にお問合せ下さい。また、補足的にホームページでも当省が過去に付与した登録番号の情報を提供しています。 （https://www.mod.go.jp/j/budget/shikaku/sankashikaku_shinsei.html） ○新規登録の方は、記載不要。
04 建設業許可番号	※記入漏れが多く見受けられるので、必ず記載すること。 ○共同企業体の代表会社の許可番号を記載。 ○許可を受けている建設業の番号（８桁）を総合評定値通知書から転記。 ※総合評定値通知書等を受けた後に許可の変更（知事許可から大臣許可への変更等）が生じ、総合評定値通知書等と許可番号が異なる場合は、変更後の建設業許可番号を記載。
05 申請者の規模	○記載不要。
06 適格組合証明	○記載不要。
単体情報 （商号又は名称）	○全ての構成員の商号又は名称を記載。 ○代表会社から記載。
（登録番号）	○全ての構成員の単体登録時の登録番号を記載。 ○代表会社から記載。 ※単体と同時申請で、かつ単体の申請が新規登録のため登録番号が付与されていない構成員の場合は空欄とする。

07 本社(店)郵便番号	○左詰めで記載。 ○共同企業体の代表会社の本社（本店）所在地の郵便番号を記載。
08 本社（店）住所	○左詰めで記載。 ○共同企業体の代表会社の本社所在地を記載。 ○丁目、番地は、「－（ハイフン)」により省略して記載。 ○外国事業者が申請する場合には、本社（本店）の所在する国名及び所在地名を記載。なお、日本国内に連絡所がある場合には、その所在地を欄外に記載。 ○フリガナの欄は、カタカナで記載する。 ○都道府県名については、フリガナは記載しない。
09 商号又は名称	○左詰めで記載。 ○共同企業体の名称（協定書と同じ名称）を記載。 ○法人の種類を表す文字については、「(共)」を用いることとし、全角文字として記入する。 ○フリガナの欄は、カタカナで記載する。
10 役職･代表者氏名	○左詰めで記載。 【役職】 ○「代表者」と記載（フリガナ記載不要)。 【代表者氏名】 ○共同企業体の代表会社の代表者氏名（個人名）を記載。 ○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は１文字あけること。
11 担当者氏名	※申請する共同企業体の代表会社の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）を記載すること。 ○左詰めで記載。 ○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は１文字あけること。

12本社(店)電話番号 13担当者電話番号 14本社（店）FAX番号	○左詰めで記載。 ○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。 ○担当者電話番号には、必要があれば内線番号も記載。
15 メールアドレス	○記載不要。
16 電子入札用ICカードの登録番号	○記載不要。
17 申請代理人	※代理申請をする場合には、48ページを必ず確認すること。 ○行政書士等が代理申請する場合のみ使用すること。 ※申請者の従業員が申請者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要。 ※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付すること。
18 外資状況	○記載不要。
19 営業年数	○各構成員の申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数の平均年数（その年数に年未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。）
20 総職員数	○申請日の直近の総合評定値通知書に記載されている審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のものの数を加えた数を各構成員の総職員数の合計値を合計した人数を記載。

（１）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

［様式１－２］



様式1－2　　（用紙A4）

※受付番号　　※業者コード　2 － 04 － 70001

24	① 競争参加資格 希望工種区分		② 年間平均完成工事高（千円）	③ 申請を希望する部局 01 北海道	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	合計
				02 東北	03 関東	04 南関東	05 近中	06 中四	07 九州	08 熊本	09 沖縄								
完	01	土木一式																	
	02	建築一式																	
	03	大工																	
	04	左官																	
	05	とび・土工・コンクリート																	
	06	石																	
	07	屋根																	
成	08	電気																	
	09	管	77000			○	○												2
	10	タイル・れんが・ブロック																	
	11	鋼構造物																	
	12	鉄筋																	
	13	塗装																	
工	14	しゅんせつ																	
	15	板金																	
	16	ガラス																	
	17	塗装																	
	18	防水																	
	19	内装仕上																	
事	20	機械器具設置																	
	21	熱絶縁																	
	22	電気通信																	
	23	造園																	
	24	さく井																	
	25	建具																	
高	26	水道施設																	
	27	消防施設																	
	28	清掃施設																	
	29	解体																	
		その他	23000																
		合計	100000			1	1												

（注）完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

（様式１－２）

項　目	記載要領
受付番号	○記載不要。
業者コード	○様式１－１の『03 業者コード』と同じ内容を記載。
21 完成工事高 ① 希望工種区分	○共同企業体として競争参加を希望する工事種別の番号に「○印」を付すこと。 ※希望できる工事種別は、すべての構成員が当該工事に対応する建設業法上の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けているものに限られる。 ※記載漏れが多く見受けられますが必ず記載すること。 ※単体として、資格審査を受けた工事種別については、希望できません。 　単体として登録されている工事種別を希望するためには、変更届（40ページ参照。）で単体の『希望工事種別削除』、又は『資格の取下げ』の申請が必要です。

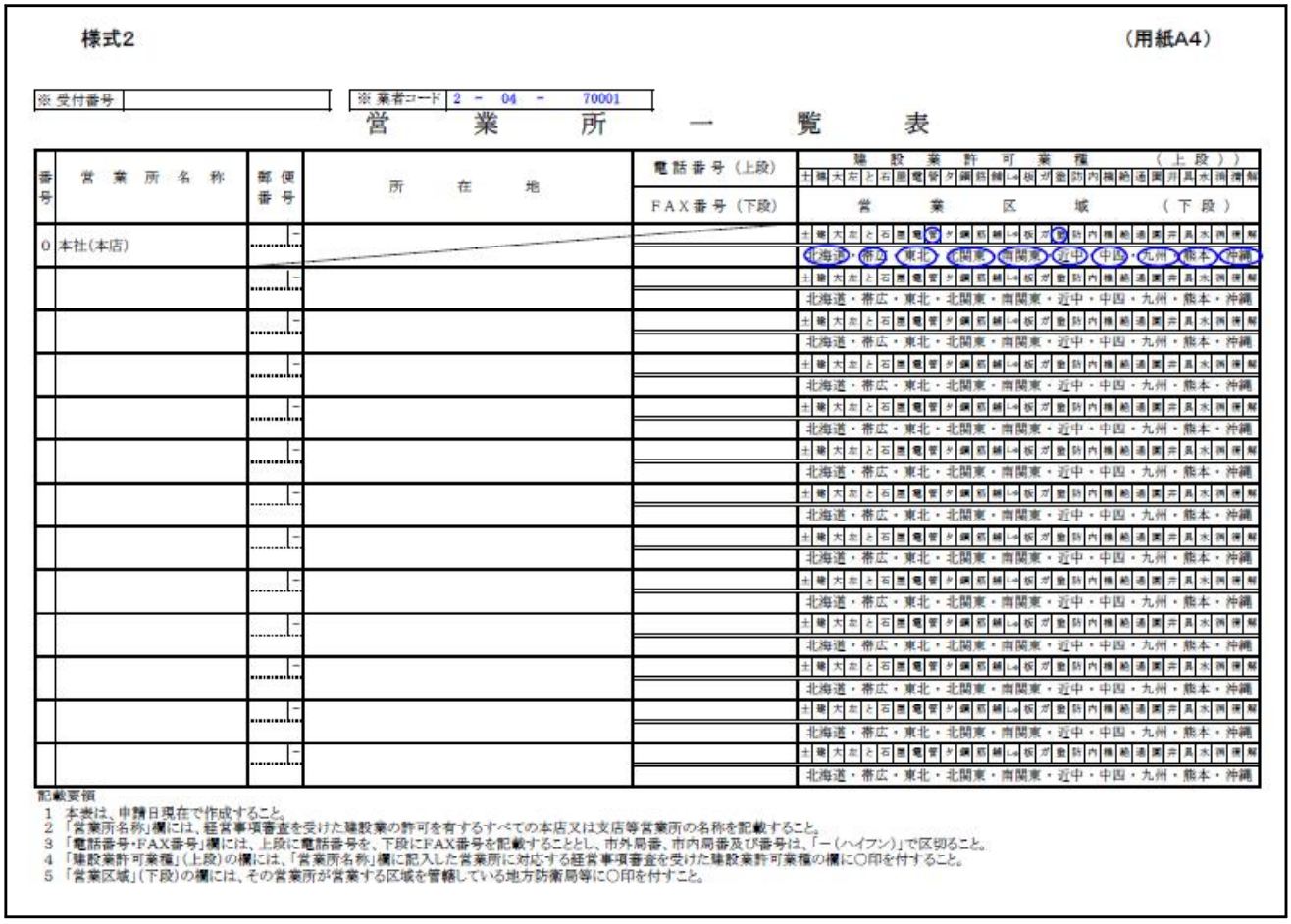
	また、単体と共同企業体を同時に申請する場合には共同企業体の申請書［様式１－１］において単体として申請する工事種別のうち、共同企業体として申請する工事種別の競争参加資格を辞退する旨の記載が必要です。
② 年間平均完成工事高	○『① 希望工種区分』で選択した工事種別のみ、各構成員の年間平均完成工事高（消費税は除く。）を合計した金額を記載。 ※各構成員の年間平均工事高については、総合評定値通知書の完成工事高の２年ないし３年平均の欄から金額を転記すること。 ※当該希望工事種別において各構成員の年間平均完成工事高がない場合でも、当該希望工事種別に対応する建設業法上の許可を受けており、かつ経営事項審査を受けていれば、希望することは可能である。その際の実績は「０」を記載。 ○「その他」の欄には、希望する工事種別以外の工事種別の各構成員の年間平均完成工事高の合計を記載。ただし、建設工事以外の請負契約（測量・建設コンサルタント等）及び物品の販売等の兼業売上高は含まない。 ○「合計」の欄には、希望する工事種別の各構成員の年間平均完成工事高及びその他の工事種別の年間平均完成工事高の合計を記載。
③ 申請を希望する部局	○『① 希望工種区分』で選択した希望工事種別毎に、共同企業体として競争参加を希望する部局を第２の３(1)の地方防衛局等の管轄区域（11ページ）を参照して「○印」で囲むこと。 ○合計欄に「○印」の数を記載。 ※競争参加を希望できる部局は、営業所一覧表（様式２）で選択される営業区域に対応した部局のみとなります。

（２）営業所一覧表［様式２］

※ 本表は、申請日現在で作成すること。

※ 共同企業体の代表会社の本社（本店）の内容のみ記載すること。

※ 「近中」区域には、「東海」区域（岐阜県、愛知県、三重県）を含む。



様式2　（用紙A4）

※受付番号　※業者コード 2 － 04 － 70001

営　業　所　一　覧　表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号（上段） ＦＡＸ番号（下段）	建設業許可業種（上段） 営業区域（下段）
0	本社(本店)				営業区域：北海道・東北・関東・近中・中四・九州・熊本・沖縄
					北海道・帯広・東北・北関東・南関東・近中・中四・九州・熊本・沖縄
					北海道・帯広・東北・北関東・南関東・近中・中四・九州・熊本・沖縄
					北海道・帯広・東北・北関東・南関東・近中・中四・九州・熊本・沖縄
					北海道・帯広・東北・北関東・南関東・近中・中四・九州・熊本・沖縄
					北海道・帯広・東北・北関東・南関東・近中・中四・九州・熊本・沖縄
					北海道・帯広・東北・北関東・南関東・近中・中四・九州・熊本・沖縄
					北海道・帯広・東北・北関東・南関東・近中・中四・九州・熊本・沖縄
					北海道・帯広・東北・北関東・南関東・近中・中四・九州・熊本・沖縄
					北海道・帯広・東北・北関東・南関東・近中・中四・九州・熊本・沖縄
					北海道・帯広・東北・北関東・南関東・近中・中四・九州・熊本・沖縄
					北海道・帯広・東北・北関東・南関東・近中・中四・九州・熊本・沖縄

記載要領
1 本表は、申請日現在で作成すること。
2 「営業所名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有するすべての本店又は支店等営業所の名称を記載すること。
3 「電話番号・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載することとし、市外局番、市内局番及び番号は、「－（ハイフン）」で区切ること。
4 「建設業許可業種」（上段）の欄には、「営業所名称」欄に記入した営業所に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に○印を付すること。
5 「営業区域」（下段）の欄には、その営業所が営業する区域を管轄している地方防衛局等に○印を付すこと。

（様式２）

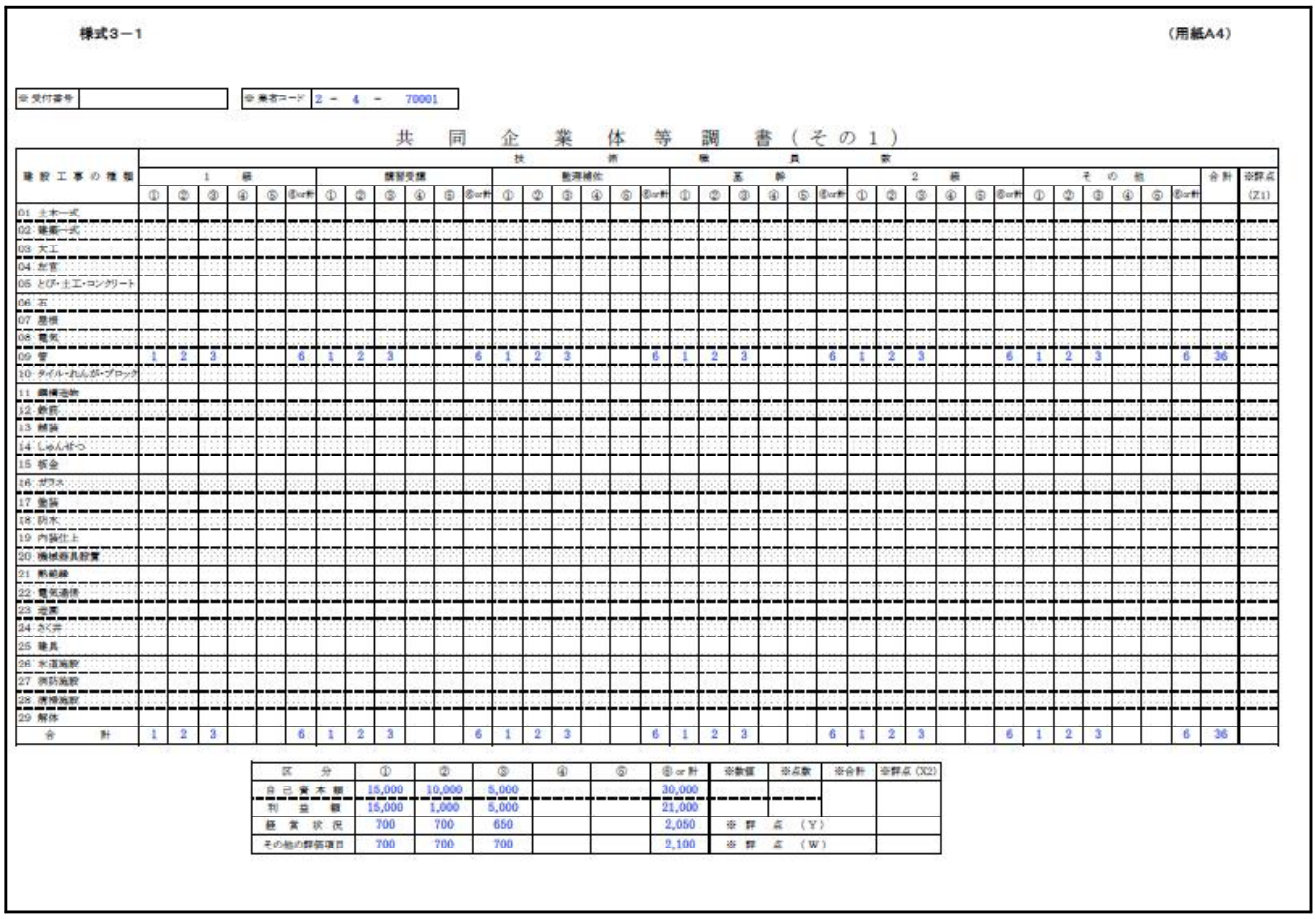
項　目	記載要領
受付番号	○記載不要。
業者コード	○様式１－１の『03 業者コード』と同じ内容を記載。
番　号	○「０」と記載。
営業所名称	○共同企業体の代表会社を「本社(本店)」として記載。
所在地	○「本社（本店）」の『郵便番号』、『所在地』については記載不用。
電話番号（上段） ＦＡＸ番号(下段)	○「本社（本店）」の『電話番号』、『ＦＡＸ番号』については記載不要。
建設業許可業種 (上段)	○共同企業体の代表会社の内容を記載。 ○経営事項審査を受けた建設業許可業種に「○印」を付すこと。 ※建設業許可を有していても、経営事項審査を受けていない建

	設業許可業種には、「○印」を付さないこと。
営業区域（下段）	○共同企業体が営業する区域を管轄する地方防衛局等に「○印」を付すこと。 ※地方防衛局等の管轄区域については11ページ参照。

（３）建設共同企業体等調書

〔様式３－１〕

※ 様式中「⑥ｏｒ計」とあるのは「計」として記載すること



様式3－1　（用紙A4）

※受付番号　　※業者コード　2 － 4 － 70001

共　同　企　業　体　等　調　書（その１）

技術職員数

| 建設工事の種類 | 1級 ① | 1級 ② | 1級 ③ | 1級 ④ | 1級 ⑤ | 1級 ⑥or計 | 講習受講 ① | 講習受講 ② | 講習受講 ③ | 講習受講 ④ | 講習受講 ⑤ | 講習受講 ⑥or計 | 監理補佐 ① | 監理補佐 ② | 監理補佐 ③ | 監理補佐 ④ | 監理補佐 ⑤ | 監理補佐 ⑥or計 | 基幹 ① | 基幹 ② | 基幹 ③ | 基幹 ④ | 基幹 ⑤ | 基幹 ⑥or計 | 2級 ① | 2級 ② | 2級 ③ | 2級 ④ | 2級 ⑤ | 2級 ⑥or計 | その他 ① | その他 ② | その他 ③ | その他 ④ | その他 ⑤ | その他 ⑥or計 | 合計 | ※評点 (Z1) |
|---|
| 01 土木一式 |
| 02 建築一式 |
| 03 大工 |
| 04 左官 |
| 05 とび・土工・コンクリート |
| 06 石 |
| 07 屋根 |
| 08 電気 |
| 09 管 | 1 | 2 | 3 | | | 6 | 1 | 2 | 3 | | | 6 | 1 | 2 | 3 | | | 6 | 1 | 2 | 3 | | | 6 | 1 | 2 | 3 | | | 6 | 1 | 2 | 3 | | | 6 | 36 | |
| 10 タイル・れんが・ブロック |
| 11 鋼構造物 |
| 12 鉄筋 |
| 13 舗装 |
| 14 しゅんせつ |
| 15 板金 |
| 16 ガラス |
| 17 塗装 |
| 18 防水 |
| 19 内装仕上 |
| 20 機械器具設置 |
| 21 熱絶縁 |
| 22 電気通信 |
| 23 造園 |
| 24 さく井 |
| 25 建具 |
| 26 水道施設 |
| 27 消防施設 |
| 28 清掃施設 |
| 29 解体 |
| 合　計 | 1 | 2 | 3 | | | 6 | 1 | 2 | 3 | | | 6 | 1 | 2 | 3 | | | 6 | 1 | 2 | 3 | | | 6 | 1 | 2 | 3 | | | 6 | 1 | 2 | 3 | | | 6 | 36 | |

区　分	①	②	③	④	⑤	⑥or計	※数値	※点数	※合計	※評点 (X2)
自己資本額	15,000	10,000	5,000			30,000				
利益額	15,000	1,000	5,000			21,000				
経営状況	700	700	650			2,050	※評点（Y）			
その他の評価項目	700	700	700			2,100	※評点（W）			

（様式３－１）

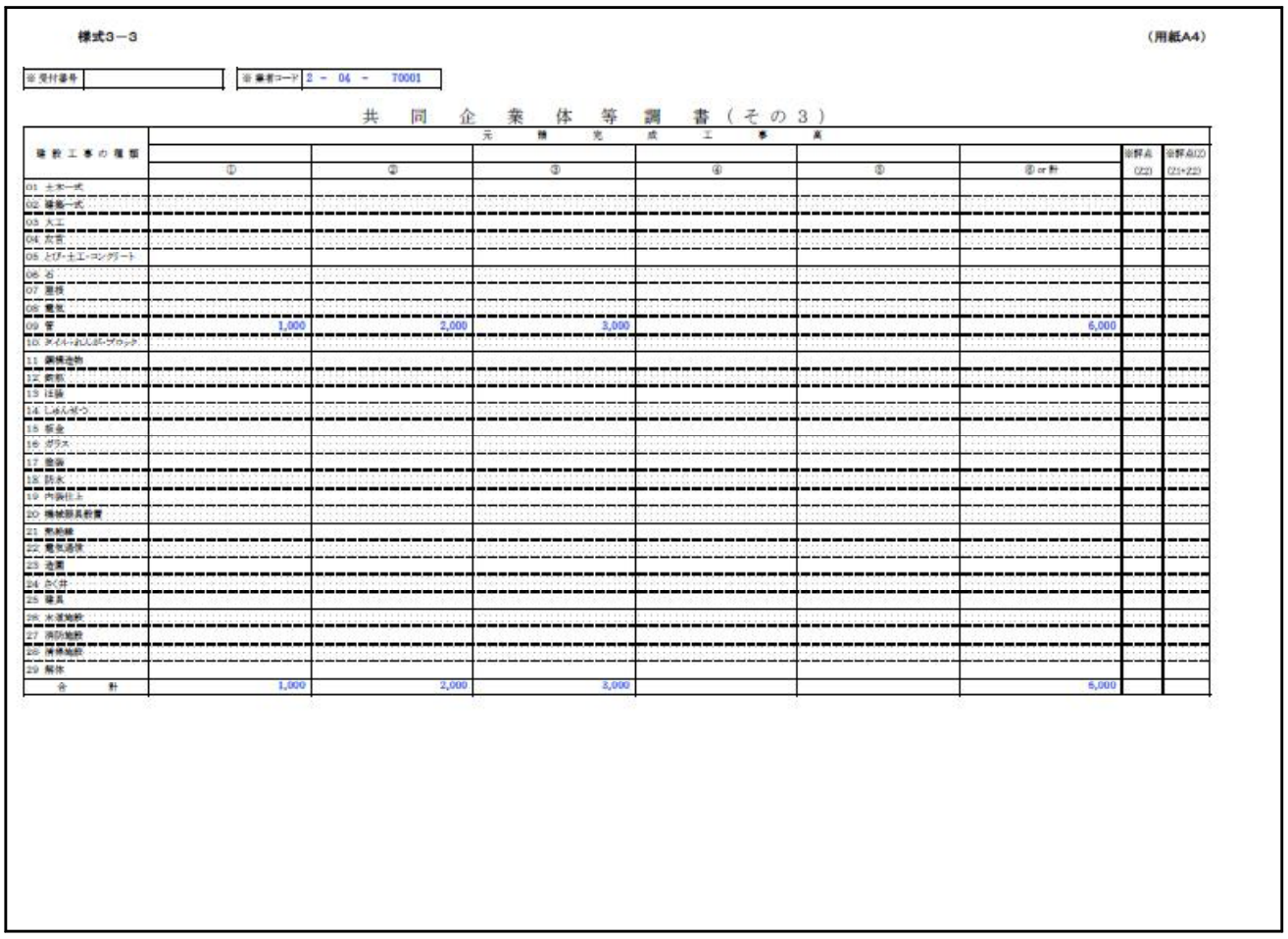
項　目	記載要領
受付番号	○記載不要。
業者コード	○様式１－１の『03 業者コード』と同じ内容を記載。
技術職員数	○「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事のうち希望する業種に係る技術職員数を、「１級」、「講習受講」、「監理補佐」、「基幹」、「２級」及び「その他」の「①」から順にそれぞれ事業者ごとに転記し、「①」以降、各欄の合計数値を下の「合計」欄に記載。 　また、記載した工事種別の①から⑤までの合計数値を「⑥or計」欄に記載。
自己資本額利益額	○「自己資本額」及び「利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額及び利益額」欄に記載されている数値を、自己資本額については上段に、利益額については下段に、それぞれ上

	記「技術職員数」と同様の要領により転記。
経営状況	○「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を上記「技術職員数」と同様の要領により転記。
その他の審査項目	○「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目(社会性等)」欄に記載されている点数を上記「技術職員数」と同様の要領により転記。

（３）建設共同企業体等調書

〔様式３－３〕

※ 様式中「⑥ｏｒ計」とあるのは「計」として記載すること。



様式3－3　（用紙A4）

※受付番号　　※業者コード　2 － 04 － 70001

共　同　企　業　体　等　調　書（その３）

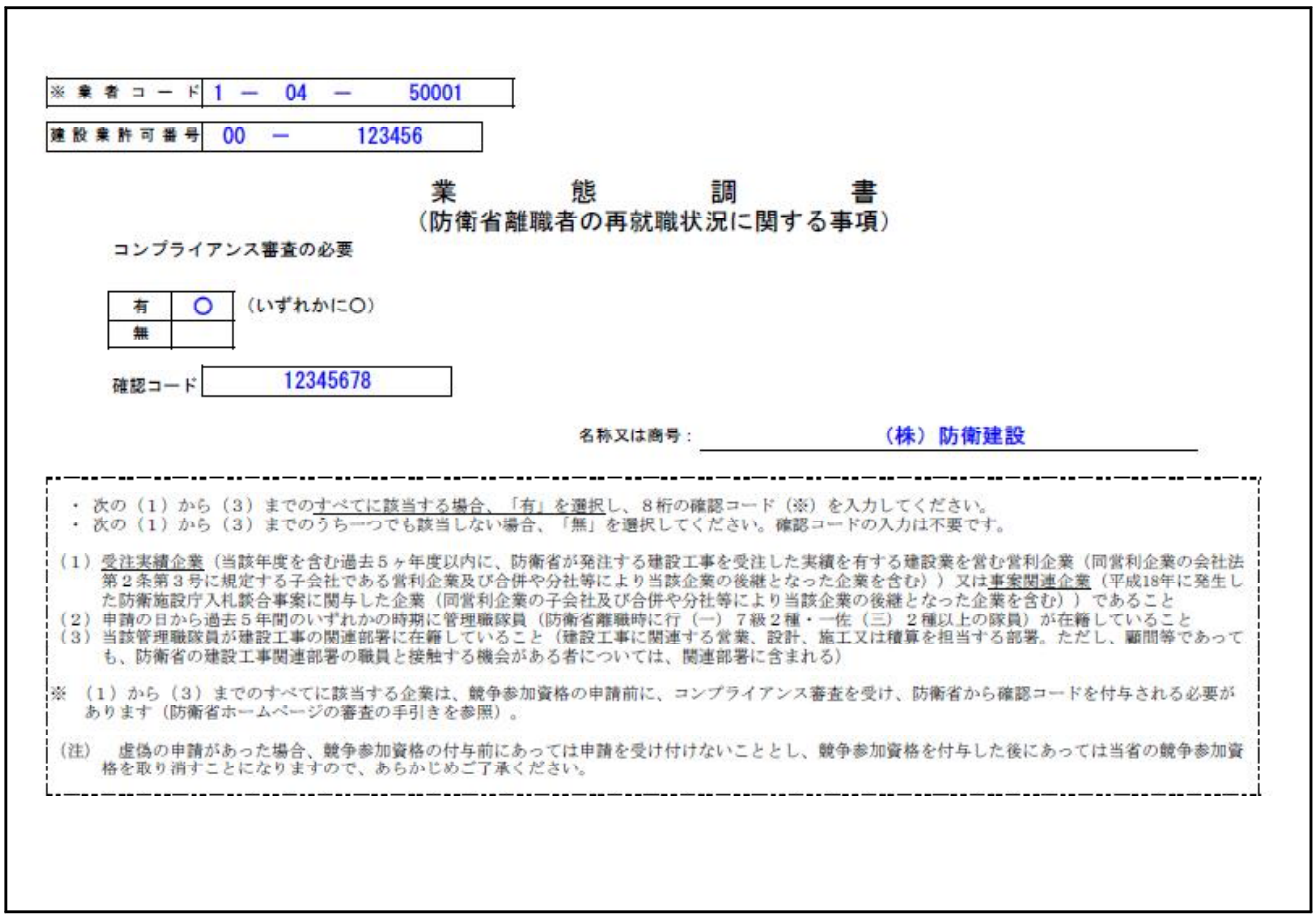
建設工事の種類	元請完成工事高 ①	②	③	④	⑤	⑥or計	※評点 (22)	※評点(22) (21+22)
01 土木一式								
02 建築一式								
03 大工								
04 左官								
05 とび・土工・コンクリート								
06 石								
07 屋根								
08 電気								
09 管	1,000	2,000	3,000			6,000		
10 タイル・れんが・ブロック								
11 鋼構造物								
12 鉄筋								
13 仕上								
14 しゅんせつ								
15 板金								
16 ガラス								
17 塗装								
18 防水								
19 内装仕上								
20 機械器具設置								
21 熱絶縁								
22 電気通信								
23 造園								
24 さく井								
25 建具								
26 水道施設								
27 消防施設								
28 清掃施設								
29 解体								
合　計	1,000	2,000	3,000			6,000		

（様式３－３）

項　目	記載要領
受付番号	○記載不要。
業者コード	○様式１－１の『03 業者コード』と同じ内容を記載。
元請完成工事高	○総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事のうち希望する工事種別に係る元請完成工事高を「①」から順にそれぞれ事業者ごとに転記し、「①」以降、各欄の合計数値を下の「合計」欄に記載。 　また、記載した工事種別の①から⑤までの合計数値を「⑥or計」欄に記載。

（４）業態調書（防衛省離職者の再就職状況に関する事項）

※ 申請の日から過去５年間のいずれかの時期における防衛省離職者の在籍の有無について記載してください。（防衛省離職時の階級が行政職俸給表（一）７級２種以上の事務官又は１佐（三）２種以上の自衛官に限る。）



※業者コード　1 － 04 － 50001

建設業許可番号　00 － 123456

業　態　調　書
（防衛省離職者の再就職状況に関する事項）

コンプライアンス審査の必要

有	○
無	

（いずれかに○）

確認コード　12345678

名称又は商号：（株）防衛建設

・次の（1）から（3）までのすべてに該当する場合、「有」を選択し、8桁の確認コード（※）を入力してください。
・次の（1）から（3）までのうち一つでも該当しない場合、「無」を選択してください。確認コードの入力は不要です。

（1）受注実績企業（当該年度を含む過去５ヶ年度以内に、防衛省が発注する建設工事を受注した実績を有する建設業を営む営利企業（同営利企業の会社法第２条第３号に規定する子会社である営利企業及び合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含む））又は事案関連企業（平成18年に発生した防衛施設庁入札談合事案に関与した企業（同営利企業の子会社及び合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含む））であること
（2）申請の日から過去５年間のいずれかの時期に管理職隊員（防衛省離職時に行（一）７級２種・一佐（三）２種以上の隊員）が在籍していること
（3）当該管理職隊員が建設工事の関連部署に在籍していること（建設工事に関連する営業、設計、施工又は積算を担当する部署。ただし、顧問等であっても、防衛省の建設工事関連部署の職員と接触する機会がある者については、関連部署に含まれる）

※（1）から（3）までのすべてに該当する企業は、競争参加資格の申請前に、コンプライアンス審査を受け、防衛省から確認コードを付与される必要があります（防衛省ホームページの審査の手引きを参照）。

（注）虚偽の申請があった場合、競争参加資格の付与前にあっては申請を受け付けないこととし、競争参加資格を付与した後にあっては当省の競争参加資格を取り消すことになりますので、あらかじめご了承ください。

（業態調書）

項　目	記載要領
業者コード	○様式１－１の『03 業者コード』と同じ内容を記載。
許可番号	○様式１－１の『04 建設業許可番号』と同じ内容を記載。
該当者の有無について	1　受注実績企業又は事案関連企業（※１）の場合 (1)申請の日から過去５年間のいずれかの時期に、管理職隊員（※２）が建設工事関連部署（※３）に在籍している場合は「有」に「○印」を付すこと。 ※１平成18年に発生した防衛施設庁入札談合事案に関与した企業（同営利企業の子会社及び合併や分社等により当該企業の後継となった企業を含む） ※２防衛省離職時に行（一）７級２種・１佐（三）２種以上の者。防衛省離職時の階級が不明な場合は、直

	接本人に確認すること。 ※３建設工事に関連する営業、設計、施工又は積算を担当する部署。ただし、顧問等であっても、防衛省の建設工事関連部署の職員と接触する機会がある者については、関連部署の所属に含まれる。 ２　受注実績企業又は事案関連企業に該当しない場合「無」をチェックしてください。
商号又は名称	○様式１－１の『09 商号又は名称』と同じ内容を記載。
確認コード	○採用実績が「有」の場合のみ、記載。 ○確認コードの付与には、あらかじめ受注実績企業にあってはコンプライアンスに問題がないことを、事案関連企業にあってはコンプライアンスが確立され談合等に関与するおそれがないことを確認する必要があり、当該確認に時間を要するため、申請までに確認コードの付与が間に合うよう、余裕をもって次の①から⑦までの措置状況が確認できる資料を提出すること。 ①コンプライアンス・マニュアルの策定（事案関連企業にあっては、平成１８年１月３０日以降における策定又は改訂） ②コンプライアンスに係る社内研修の実施（事案関連企業にあっては、平成１８年１月３０日以降における実施） ③コンプライアンスの担当部署・担当者等の設置（事案関連企業にあっては、平成１８年１月３０日以降における設置、改編又は強化） ④コンプライアンスに違反した場合の社内懲戒ルールの整備及び当該ルールにおける通報者の懲戒軽減措置の内包 ⑤同業他社との接触ルールの設定（①又は④に包含されている場合を含む。）（事案関連企業にあっては、平成１８年１月３０日以降における設定又は改正） ⑥コンプライアンスに係る社内監査の実施（③に包含されている場合を含む。）（事案関連企業にあっては、平成１８年１月３０日以降における実施） ⑦内部通報制度の整備（③に包含されている場合を含む。） 担当窓口

	防衛省整備計画局建設制度官（再就職担当） 〒162-8801　東京都新宿区市谷本村町５－１ 電話　03-3268-3111（内線36442）

（５）総合評定値通知書の写し

第２の１(2)（７ページ参照）に規定されている条件を満たしている総合評定値通知を受けていること。

※ 経営状況(Y）及び総合評定値（P）の記載のないものは受け付けられません。

※ 「経営規模等評価通知書」では受け付けられません。

※ 申請後の差し替えは認められませんので注意してください。

（６）建設共同企業体協定書

※ すべての構成員の出資比率は、均等割りの10分の６以上とする。

（例）

○○経常建設共同企業体協定書

（目的）

第１条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条 当共同企業体は、○○経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条 当企業体は、　　年 月 日に成立し、その存続期間は、○年とする。ただし、○年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後○箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

○○県○○市○○町○○番地

○○建設株式会社

（代表者の名称）

第６条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設

工事を完成する日までは脱退することができない。

2　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4　脱退した構成員の出資金の返還は､決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

第16条の２　当企業体は､構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める

ものとする。

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり○○経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名し、各自所持するものとする。

年　　月　　日

○○建設株式会社
代表取締役　○　○　○　○
○○建設株式会社
代表取締役　○　○　○　○

（例）

○○経常建設共同企業体協定書第８条に基づく協定書

○○経常建設共同企業体協定書第８条の規定により、当企業体の構成員の出資の割合を次のとおり定める。

記

出資割合　○○建設株式会社　　○○％
○○建設株式会社　　○○％

○○建設株式会社外○社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書○通を作成し、各通毎に構成員が記名して各自所持するものとする。

年　　月　　日

○○経常建設共同企業体
代表者　○○建設株式会社　代表取締役　○○○○
○○建設株式会社　代表取締役　○○○○

（7）合併の計画について

総合審査数値に対しての加算調整（10%）を希望する共同企業体のみ作成してください。

次期の定期の競争参加資格の認定日までに合併契約を締結する旨を記載し、構成員の会社及び代表者名を記載したもの（任意様式）を提出してください。

下の記載例を参照してください。

（記載例）

令和　年　月　日

防衛省　整備計画局
建　設　制　度　官　殿

商号又は名称
代表者の役職　　氏　　名
商号又は名称
代表者の役職　　氏　　名

合併の計画について

下記のとおり合併する計画をしておりますので、お知らせします。

記

1　合併の方法
（合併形態、存続及び消滅会社名等を記載）

2　合併の目的・理由

3　合併の計画
（内容及び合併契約締結予定日等を記載）

（８） 各構成員が単体有資格者として申請したときの書類の写し

共同企業体と当該共同企業体の構成員の申請日が異なる場合に限り提出が必要になります。

① 単体での申請をインターネットで行った構成員

受付票及び申請に係る出力帳票の写しを提出してください。

※ 営業所一覧表は不要です。

② 単体での申請を文書郵送方式で行った構成員

各構成員が単体有資格者として申請した申請書類一式（添付書類を含む。）の写しを提出してください。

※ 営業所一覧表は不要です。

（９） 単体有資格業者として認定を受けている工事種別を取り下げる旨の変更届

※ 単体有資格者としての「資格審査結果通知書」を受け取っている方で、後日、共同企業体の申請を行う方のみ提出が必要となります。

共同企業体の代表会社の本店所在地を所管する受付部局に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事)」により、単体有資格業者として認定を受けている工事種別を取り下げる旨の届出をしてください（第４（53ページ）を参照してください。）。

(10) 納税証明書の写し

平成11年11月、国税庁より、消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し､｢消費税及び地方消費税｣の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があったことから、添付書類として「納税証明書」の提出を求めております。

※ 「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

① 納税証明書の様式

次の様式のうち、写しを提出してください。

様　式	証明の内容	個人	法人	必須
国税通則法施行規則別紙第９号書式その２	「申告所得税及び復興特別所得税」又は「法人税」にかかる所得金額の証明書	◎	◎	◎

国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の２	「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎		いずれか１枚
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎	
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○	

※　各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税通則法施行規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書を提出してください。また、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

②　納税証明書の対象

個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

【注意事項】

※　できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出してください。

※　「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

※　なお、県民税又は法人事業税に係る証明とは、異なりますので注意してください。

※　国税通則法施行規則別紙第９号書式その２を除く納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されてい

ること。

③　有効な納税証明書年月日

証明年月日が申請書提出日の３か月前までのものを使用してください。

④　提出方法

申請書類に添付して提出してください。

（ 参 考 ）

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その２）・・・個人の場合

（「申告所得税」にかかる所得金額の証明）

納 税 証 明 書

（その２　所得金額用）

住所（納税地）

氏名（名称）

税目	申告税又は 申告所得税及復興特別所得税

年　　分	所　　得　　金　　額		摘　　要
	申　　告　　額	更生・決定後の額	
（備考）			

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和　年　月　日

税務署長

財務事務官　　印

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その２）・・・法人の場合

（「法人税」にかかる所得金額の証明）

納 税 証 明 書

（その２　所得金額用）

住所（納税地）

氏名（名称）

代表者氏名

税目	法人税		
事　業　年　度		所　得　金　額	
		申　告　額	更生・決定後の額
（自）　年　月　日 （至）　年　月　日			
（自）　年　月　日 （至）　年　月　日			
（自）　年　月　日 （至）　年　月　日			
（備考）			

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和　年　月　日

税務署長

財務事務官　　印

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）・・・個人の場合
（「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書
（その３の２・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）
氏名（名称）

１　申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。

２　消費税及び地方消費税について未納の税額はありません

以 下 余 白

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和　年　月　日

税務署長
財務事務官　　印

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）・・・法人の場合
（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書
（その３の３・「法人税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（所在地）
氏名（名称）
代表者

１　法人税について未納の税額はありません。

２　消費税及び地方消費税について未納の税額はありません

以 下 余 白

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和　年　月　日

税務署長
財務事務官　　印

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３）・・・個人、法人兼用
（未納の税額のないことの証明）

※ 個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税 で未納の税額がないことの証明を所轄税務署において受けてください。

納税証明書
（その３・未納税額の無い証明用）

住所（所在地）
氏名（名称）

税について未納の税額はありません。

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和　年　月　日

税務署長
財務事務官　　印

(11) 委任状

【 提出が必要な方 】
○ 申請代理人による代理申請をする方

① 委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たしたものの正本を提出してください。

【委任状の条件】

○ 委任状の日付が申請日から３か月以内のものであること。
○ 委任の範囲が具体的に記載してあること。
○ 受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。
○ 委任者の氏名、住所の記載があること。
○ 受任者の氏名、住所の記載があること。

② その他

○ 資格の認定通知書は、申請された会社の本社(本店)に郵送されます（代理受領はできません。)。
○ 従来の申請の代行も可能です。この場合には、申請書の余白に行政書士名、連絡先を記入してください（申請代理人欄への記名、委任状の提出はいずれも不要です。)。

【 委任状 】

（例）

委　任　状

受 任 者
住　所　〒○○○－○○○○
　　○○県○○市○○町　○－○○－○
氏　名　○○　○○

私は上記の者を代理人と定め、防衛省の一般競争（指名競争）参加資格審査の申請について次の権限を委任します。

委任事項
１．申請書類の作成
２．申請代理
３．記載事項の訂正

令和　年　月　日

委 任 者
住　　所　〒162-8860
　　東京都新宿区市谷本村町５－１
商号又は名称　防衛建設・千代田建設（共）
代表者氏名　　防　衛　　太　郎

【参考】「申請の代行」と「申請の代理」

○　申請の代行

申請書の作成及び申請書の提出を本人に代わって行うことをいい、 申請者はあくまで本人となります。

従来から行われていました行政書士による申請の代行がこれに当たります。

○　申請の代理

申請者本人が代理人に申請手続についての代理権を授与し、代理人が申請行為を行うことをいいます。

申請についての代理権が代理人に授与されているため、申請書の申請代理人欄に代理人の記名が必要となります。

平成13年の行政書士法改正により行政書士による代理申請が法律上できるようになり、平成17･18年度競争参加資格申請から代理申請を行うことができるようになりました。

なお、行政書士法により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られていますので、注意してください。

(12) 受付通知票

【提出が必要な方】
　○ 郵送方式で申請書類を提出する方

① 注意事項

官製はがき又は切手を貼り付けたはがき(下の【作成例】を参照。)を申請書類と併せて１枚提出してください。

また、はがきには、送付先（住所、申請書（法人）名等）を表面に必ず記載してください。

委任状により申請を委任している場合の送付先は、代理人の住所等でもかまいません。

【作成例】

（裏）

受付通知票

□受け付けました。

貴社から提出された申請書は、確かに受け付けましたので通知します。

□受け付けできません。

貴社におかれましては、現在、有資格者としての欠格要件に該当するため提出された申請書は、受付出来ません。
また、今回、提出していただきました申請書につきましては当方において破棄させていただきます。

受け付けできない理由

□ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条に該当すると認められる為

□ 予算決算及び会計令第71条第１項第　　号に該当すると認められる為

□ 経営状況が著しく不健全である為

□ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない為

□ 法人税又は所得税若しくは消費税及び地方消費税に未納分がある為

□ その他（　　）

確認印

整理番号

※この受付通知表は、はがきに直接印刷するか、用紙に印刷して糊などで貼り付けて作成して下さい。
※内容については、記入不要です。

（表）

郵便はがき

切手

1 6 2 - 8 8 6 0

※切手を必ず貼り付け下さい。

東京都　新宿区　市谷本村町５－１
（株）防衛施設　御中

※送付先（住所等）を必ず記載して下さい。

(13) 切手を貼り付けた定型形封筒（資格審査結果通知書の郵送用）

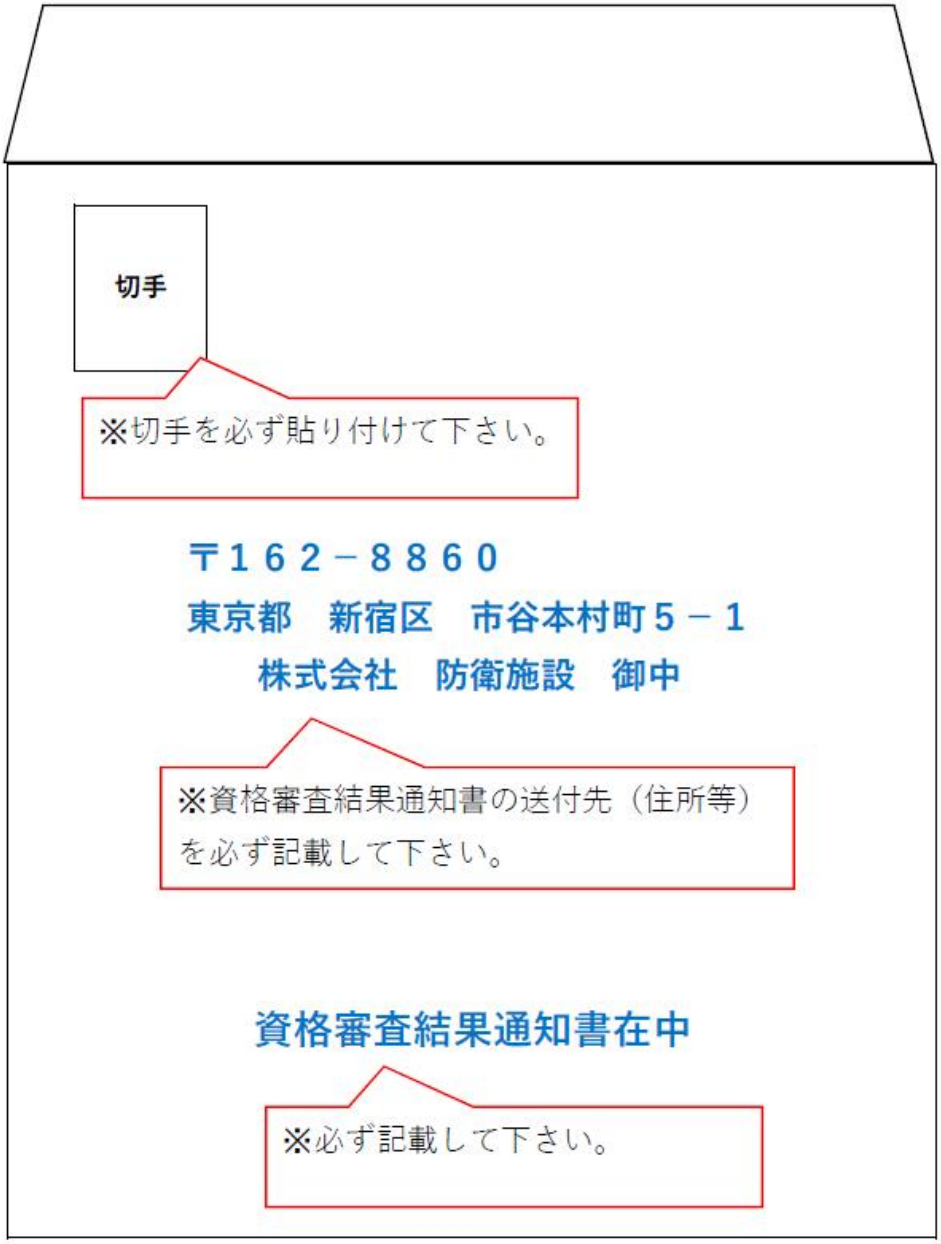
【提出が必要な方】
　○ 郵送方式で申請書類を提出する方

① 注意事項

切手を貼り付けた封筒（下の【作成例】を参照。）を申請書類と併せて１枚提出してください。

封筒には、送付先（住所、申請書（法人）名等）及び『資格審査結果通知書在中』を表面に必ず記載してください。

【作成例】



第４　資格決定後の申請内容変更手続

第４　資格決定後の申請内容変更手続

１　手続が必要な変更及びその手続

申請書類の提出後、次の(1)又は(2)に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、「競争契約参加資格審査申請書変更届(建設工事)」により、申請又は登録の取下げ若しくは申請又は登録内容の変更を届け出てください。ただし、定期受付により申請された方は、令和９年４月１日以降に届け出てください。

その際の届出は、本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等となります（11ページ参照)。共同企業体の代表会社の本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等以外では受け付けできませんので注意してください。

また、届出の方法は郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールとします。その際、申請者において必ず変更届等のコピーを保管の上、郵送の場合は、封筒の表・左下には、朱字で「競争参加資格変更書類在中」と明記してください。電子メールの場合は、件名を「競争参加資格変更書類の提出（申請者の商号又は名称)」とし、本文には、「申請内容の概要」、「申請担当者氏名」及び「連絡先電話番号」を記載してください。

なお、次の(1)又は(3)に掲げる各号のいずれにも該当しない場合又は防衛省整備計画局建設制度官若しくは地方防衛局等からの変更手続の指示があったとき以外の内容については変更届を提出していただく必要はありません。

(1) 申請者又は競争に参加する資格があると認定された方が、次に該当した場合

① 死亡したとき
② 法人が合併により消滅したとき
③ 法人が破産により解散したとき
④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき
⑤ 廃業したとき（一部廃業も含む。）
⑥ 予算決算及び会計令第70条に該当する者になったとき
⑦ 建設業法第３条の規定による許可、同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者になったとき
⑧ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしたとき

(2) 有資格者が、次の事項を変更したとき

① 商号又は名称
② 法人においては代表者氏名及び役職、個人においてはその者の氏名
③ 建設業許可番号等の変更(建設業法第３条の規定による。)
ただし、建設業許可の更新による変更は除く。

④　営業所(本店を含む。)以下の項目について

○名称

○所在地

○連絡先（電話番号・ＦＡＸ番号。）

○支店の新設又は廃止

⑤　希望工事種別の追加又は削除

⑥　希望部局の追加又は削除

(3) 構成員が要件を満たさなくなった場合等による、構成員の変更。

【変更届出書】

※変更前の内容については、必ず申請時の内容を記載すること（申請書の写しで確認。）。

競争契約参加資格審査申請書変更届（　建設工事　）

令和　○　年　○　月　○　日

殿

業　者　コ　ー　ド　2－04－70001

住　所　〒162－8860
東京都新宿区市谷本村町5－1

商　号　又　は　名　称　防衛建設・千代田建設(共)

代　表　者　氏　名　代表取締役　防衛　太朗

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1　変更内容

変　更　事　項	変　更　前	変　更　後	変 更 年 月 日
本社TEL変更	TEL:03-3268-3111	TEL:03-5227-2453	令和2年5月31日
希望局の追加	北関東、南関東	北関東、南関東、近中	
営業区域の削除	北海道、東北、北関東、南関東、近中	北関東、南関東、近中	

2　変更事項に係る添付書類名

様式1－2、様式2

記載要領

1　本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

2　契約中の案件がある場合には、「2　変更事項に係る添付書類名」の欄に契約部局及び契約件名を添付書類名の下段に記載すること。

※業者コードには、資格審査結果通知書の記１に記載されている『登録番号』を記載。

２　変更届の添付書類

変更内容	添付書類
○本社住所	○商業登記簿の謄本又は抄本若しくは登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し ※建設業許可関係の変更届出書の写し等（建設業法上の「主たる営業所」が登記簿上の本社（本店）住所と異なる場合）
○商号又は名称	○商業登記簿の謄本又は抄本若しくは登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し ○切手を貼り付けた定型形封筒
○本社電話番号及びFAX番号	○なし
○本店代表者の氏名	○商業登記簿の謄本又は抄本若しくは登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し
○本店代表者の役職	○商業登記簿の謄本又は抄本若しくは登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し
○本店の建設業許可工事種別（※経営事項審査を受けた建設業許可を有すること。）、許可区分又は建設業許可番号（建設業許可の更新による年度の更新のみの場合、変更届は不要）	○営業所一覧表（様式２）（許可工事種別の追加の場合のみ） ○本店の建設業許可工事種別を証明するもの ○総合評定値結果通知書（許可工事種別の追加の場合のみ） ※建設業許可関係の変更届出書の写し等
○本店の営業区域の追加（削除）	○営業所一覧表（様式２）
○希望工事種別の追加	○一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（様式１－２） ※変更内容のみ記載すること。 ○総合評定値結果通知書 ※新たに建設業許可又は経営事項審査を受けた業種については、【建設業許可業種の追加】も併せて申請する事。 ○切手を貼り付けた定型形封筒
○希望工事種別の削除	○切手を貼り付けた定型形封筒
○希望部局の追加（削除）	○一般競争(指名競争)参加資格審査申請書

	（様式１－２）
○資格の取下げ	○廃業による取下げの場合は、廃業届の写し ○合併消滅会社等となった場合は、合併契約書等の写し
○構成員が要件を満たさなくなった場合等による、構成員の変更	○切手を貼り付けた定型形封筒 ※構成員が要件を満たさなくなったことが確認できる書類（例：廃業による廃業届の写し）

※ 上記以外の事項（支店長名又は市町村合併に伴う住所の変更等）については、防衛省整備計画局建設制度官又は地方防衛局等からの指示を除き、変更届を提出する必要はありません。

※ 経営事項審査の更新による、総合評定値通知書の送付は必要ありません。

※ 添付書類のうち、官公署が行った証明書類の写しについては、添付書類等提出日から３か月前までのものを有効とします。

※ 資格を取り下げた場合、同一有効期間内（令和９・10年度）の再度の申請はできません。

※ 希望工事種別を取下げ（一部取下げを含む）た場合は、同一有効期間内（令和９・10年度）の再度の希望申請はできません。

第５ 競争参加資格審査申請に関するＱ＆Ａ

第５ 競争参加資格審査申請に関するＱ＆Ａ

Ｑ－１	定期申請で文書を郵送して申請することはできないのですか。
Ａ－１	平成29・30年度の定期申請受付より文書郵送方式は原則、廃止しておりますのでインターネット方式によって申請を行ってください。文書による申請の場合は、令和９年４月以降の随時申請にて受付けます。

Ｑ－２	文書を持参して申請することはできないのですか。
Ａ－２	平成27・28年度の申請受付より文書持参方式は原則、廃止しておりますのでご了承ください。（随時受付も同様の取扱いです。）

Ｑ－３	随時申請や変更届の提出はインターネットではできないのですか。
Ａ－３	随時申請及び変更届の提出ともにインターネットでは行うことができません。 郵送又はメールにてお願いいたします。

Ｑ－４	資格認定を受けた後、希望部局（地方防衛局等）を追加することはできますか。
Ａ－４	希望部局を追加することはできます。 希望部局の追加は、変更の扱いとなりますので、変更の申請に必要な申請書類一式を本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（11ページ参照）に提出してください。 ※変更手続（53ページ参照）

Ｑ－５	申請書の様式類をインターネット上から入手することはできますか。
Ａ－５	申請書の様式及び変更届については、防衛省・自衛隊のホームページから取得することができます。 https://www.mod.go.jp/j/budget/shikaku/sankashikaku_shinsei.html

Ｑ－６	資格認定を受けた後、希望工事種別を追加することはできますか。
Ａ－６	希望工事種別を追加することはできます。 希望工事種別の追加は、変更の扱いとなりますので、変更の申請に必要な申請書類一式を本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（11ページ参照）に提出してください。 ※変更手続（53ページ参照）

Ｑ－７	申請書の記入に使用する筆記具の指定はありますか。
Ａ－７	鉛筆等の容易に修正できる筆記具は使用しないでください。 ※修正液、修正テープ不可。

Ｑ－８	「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。
Ａ－８	「執行役員」や「執行役」は会社を代表する権限を有していないことから、資格審査の申請者にはなれません。 ただし、委員会等設置会社において会社を代表する権限を有している「代表執行役」による申請は可能です。 この場合、役職欄には「代表者」と記載してください。

Ｑ－９	最低出資比率の算出方法を教えてください。
Ａ－９	共同企業体の構成員の最低出資比率は、均等割りの10分の６以上となおり、その算出方法は以下の例のように算出されます。 【例：構成員が２社の場合】 最低出資比率 ＝（１００％ ÷ 2社）×０．６ ＝ ３０％ ↑ 構成員数

Ｑ－10	随時の申請や変更届を提出してから登録完了まで、どのくらいの時間がかかりますか。
Ａ－10	適正な申請を受理してから約２か月程度で登録となりますが、時期等により変動する場合がありますのでご了承下さい。なお、登録時期について要望がある場合は、本社（本店）所在地を管轄する地方防衛局等（11ページ参照）までご相談下さい。